

新水経理号外  
令和5年5月

各 位

新潟市水道局総務部経理課長  
( 担 当 : 契 約 係 )

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定により  
随意契約を行う際の発注見通し等の公表について（通知）

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定に定める契約〔障害者支援施設等，シルバー人材センター又は母子・父子福祉団体等を相手方とした随意契約〕の発注見通し，契約の相手方の選定基準等及び契約締結状況について，新潟市水道局契約規程第26条の2の規定に基づき，下記のとおり公表します。

## 記

### 1 公表内容

別紙「地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号適用における公表（新潟市水道局契約規程第26条の2に基づく）」のとおり

### 2 公表方法

- (1) 経理課において掲示
- (2) 水道局ホームページに掲載

### 3 注意事項

当初公表していた発注見通し等の内容とは，契約締結において異なる場合があります。

企業法施行令第21条の14第1項第3号適用における公表  
(新潟市水道局契約規程第26条の2に基づく)

(令和5年4月末 現在)

		発注見直し公表欄			契約締結前概要公表欄		契約締結後の公表欄			
No.	発注課	契約の名称 (業務名・品名)	契約の内容 (予定業務の内容・数量・期限等)	契約締結の 予定時期	選定基準	決定方法	契約締結日及び期 間	契約の相手方の名称	契約金額(税込) (円)	契約相手方とした理由
1	総務課	水道局本局庁舎受付及び施設管理業務	水道局の業務時間外(20時～翌日8時30分)の来庁者及び電話対応。庁舎への出入り、施設管理等 期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日	令和5年4月	企業法施行令第21条の14第1項第3号に規定する団体で、高齢者等の雇用の安定促進に寄与できるものであり、所在地が新潟市内であること	該当者が一人のため、一者随意契約	契約日: 令和5年4月1日 契約期間: 令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	公益社団法人 新潟市シルバー人材センター	2,639,592	公益社団法人新潟市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定され、かつ地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に該当する、新潟市内唯一の団体であり、その設立目的は高齢者の就労支援とし、営利を目的としていない。 本業務は軽易な内容で高齢者に適した業務であること、また上記団体が、法律に明確に規定された団体であり、契約の相手方として、透明性と公正性が確保されていること。また、営利を目的としない団体のため、役務の提供においては経済性を発揮できることが見込まれるため、新潟市水道局契約規程第26条の2の手続を行い、当該業者を契約の相手方とした。
2	浄水課	構内整備業務	旧亀田浄水場・配水場における除草、樹木剪定等の整備 期間:契約の日～令和5年12月15日	令和5年4月	企業法施行令第21条の14第1項第3号に規定する団体で、高齢者等の雇用の安定促進に寄与できるものであり、所在地が新潟市内であること	該当者が一人のため、一者随意契約	契約日: 令和5年4月18日 契約期間: 令和5年4月18日～ 令和5年12月15日	公益社団法人 新潟市シルバー人材センター	1,236,510	公益社団法人新潟市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定する法人で、業務を円滑に実施できる体制を持ち、また、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に該当する契約であるため、新潟市水道局契約規程第26条の2の手続を行い、当該業者を契約の相手方とした。
3	浄水課	構内整備業務	旧長戸呂浄水場における除草、樹木剪定等の整備 期間:契約の日～令和5年10月31日	令和5年4月	企業法施行令第21条の14第1項第3号に規定する団体で、高齢者等の雇用の安定促進に寄与できるものであり、所在地が新潟市内であること	該当者が一人のため、一者随意契約	契約日: 令和5年4月18日 契約期間: 令和5年4月18日～ 令和5年10月31日	公益社団法人 新潟市シルバー人材センター	1,044,340	公益社団法人新潟市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定する法人で、業務を円滑に実施できる体制を持ち、また、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に該当する契約であるため、新潟市水道局契約規程第26条の2の手続を行い、当該業者を契約の相手方とした。
4	浄水課	構内整備業務	満願寺浄水場の除草、樹木等整備 期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日	令和5年4月	企業法施行令第21条の14第1項第3号に規定する団体で、高齢者等の雇用の安定促進に寄与できるものであり、所在地が新潟市内であること	該当者が一人のため、一者随意契約	契約日: 令和5年4月1日 契約期間: 令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	公益社団法人 新潟市シルバー人材センター	4,642,220	公益社団法人新潟市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定する法人で、業務を円滑に実施できる体制を持ち、また、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に該当する契約であるため、新潟市水道局契約規程第26条の2の手続を行い、当該業者を契約の相手方とした。
5	浄水課	構内整備業務(その2)	秋葉配水場ほか7施設の除草、樹木等整備 期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日	令和5年4月	企業法施行令第21条の14第1項第3号に規定する団体で、高齢者等の雇用の安定促進に寄与できるものであり、所在地が新潟市内であること	該当者が一人のため、一者随意契約	契約日: 令和5年4月1日 契約期間: 令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	公益社団法人 新潟市シルバー人材センター	3,697,320	公益社団法人新潟市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定する法人で、業務を円滑に実施できる体制を持ち、また、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に該当する契約であるため、新潟市水道局契約規程第26条の2の手続を行い、当該業者を契約の相手方とした。
6	浄水課	構内整備業務	戸頭浄水場の除草、樹木整備 期間:令和5年4月1日～令和5年11月17日	令和5年4月	企業法施行令第21条の14第1項第3号に規定する団体で、高齢者等の雇用の安定促進に寄与できるものであり、所在地が新潟市内であること	該当者が一人のため、一者随意契約	契約日: 令和5年4月1日 契約期間: 令和5年4月1日～ 令和5年11月17日	公益社団法人 新潟市シルバー人材センター	3,905,660	公益社団法人新潟市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定する法人で、業務を円滑に実施できる体制を持ち、また、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に該当する契約であるため、新潟市水道局契約規程第26条の2の手続を行い、当該業者を契約の相手方とした。

企業法施行令第21条の14第1項第3号適用における公表  
(新潟市水道局契約規程第26条の2に基づく)

(令和5年4月末 現在)

		発注見直し公表欄			契約締結前概要公表欄		契約締結後の公表欄			
No.	発注課	契約の名称 (業務名・品名)	契約の内容 (予定業務の内容・数量・期限等)	契約締結の 予定時期	選定基準	決定方法	契約締結日及び期 間	契約の相手方の名称	契約金額(税込) (円)	契約相手方とした理由
7	浄水課	構内整備業務	旧小須戸浄水場・旧鎌倉配水場の 除草、樹木整備 期間:令和5年4月1日～令和5年10 月27日	令和5年4月	企業法施行令第21条の14第1 項第3号に規定する団体で、 高齢者等の雇用の安定促 進に寄与できるものであり、所 在地が新潟市内であること	該当事者が一 者のため、 一者随意契 約	契約日: 令和5年4月1日 契約期間: 令和5年4月1日～ 令和5年10月27日	公益社団法人 新潟市シルバー 人材センター	1,172,886	公益社団法人新潟市シルバー人材セ ンターは、高齢者等の雇用の安定等に関する 法律第37条第2項に規定する法人で、業務を 円滑に実施できる体制を持ち、また、地方公 営企業法施行令第21条の14第1項3号に該 当する契約であるため、新潟市水道局契約 規程第26条の2の手続きを行い、当該業者を 契約の相手方とした。
8	秋葉事業 所料金課	植栽管理業務	秋葉庁舎の除草、樹木等整備 期間:契約の日～令和6年3月31日	令和5年4月	企業法施行令第21条の14第1 項第3号に規定する団体で、 高齢者等の雇用の安定促 進に寄与できるものであり所 在地が新潟市内であること	該当事者が一 者のため、 一者随意契 約	契約日: 令和5年4月18日 契約期間: 令和5年4月18日 ～ 令和6年3月31日	公益社団法人 新潟市シルバー 人材センター	1,000,450	公益社団法人新潟市シルバー人材セ ンターは、高齢者等の雇用の安定等に関する 法律第37条第2項に規定され、かつ地方公 営企業法施行令第21条の14第1項第3号に 該当する、新潟市内唯一の団体であり、その 設立目的は高齢者の就労支援とし、営利を 目的としていない。 本業務は軽易な内容で高齢者に適した業 務であること、また上記団体が、法律に明確 に規定された団体であり、契約の相手方とし て、透明性と公正性が確保されていること。 また、営利を目的としない団体のため、役務 の提供においては経済性を発揮できることが 見込まれるため、新潟市水道局契約規程第 26条の2の手続きを行い、当該業者を契約の 相手方とした。